令和6年（ワ）第70064号「蚊類防除用エアゾール」特許権侵害差止等請求事件判決の総合的評釈と実務的影響

Gemini 3.1 pro

1. 序論：業界を揺るがした「明確性要件違反」による特許無効の衝撃

日本の殺虫剤・日用品市場において長年にわたり熾烈な競争を繰り広げてきた双璧、大日本除蟲菊株式会社（以下、原告または金鳥）とアース製薬株式会社（以下、被告）の間で争われた特許権侵害差止等請求事件（東京地方裁判所 令和6年（ワ）第70064号）の第一審判決が、2025年（令和7年）12月17日に言い渡された[1]。本件は、原告が自社保有の特許第7026270号「蚊類防除用エアゾール、及び蚊類防除方法」に基づき、被告製品「おすだけノーマット」シリーズ等の製造、譲渡、輸出等の差止め、および同法第100条1項・2項に基づく廃棄、さらには令和4年2月16日から令和6年2月15日までの期間における総額約17億円の逸失利益等のうち、一部請求として1億円の損害賠償ならびに遅延損害金の支払いを求めた大型知財訴訟である[1]。

東京地方裁判所民事第46部（高橋彩裁判長）は、原告の請求をすべて棄却する全面敗訴の判決を下した[1]。特筆すべきは、その請求棄却の論理構成である。通常の特許権侵害訴訟において原告敗訴となるケースの大部分は、被告製品が特許クレームの全構成要件を満たしていないとする「非侵害（構成要件の不充足）」の認定、あるいは先行技術文献の存在に基づく「新規性・進歩性の欠如」による特許無効の抗弁の成立によるものである[1]。しかし本判決では、特許発明の枢要部を構成する「付着性粒子」という発明特定事項に関して、特許法第36条6項2号が定める「明確性要件」を満たしていないと認定された[2]。すなわち、「特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであるため、権利行使は認められない」とする極めて根源的な記載不備（瑕疵）を理由に権利行使が否定されたのである[2]。

特許庁の厳格な実体審査を経て一度は独占排他権として登録された特許権が、事後的な司法の場において、新規性や進歩性といった引例との相対的評価ではなく、特許明細書自体の内在的な記述の曖昧さを理由に無効と判断されることは、実務上極めて異例の事態である。この「斜め上の判決」は、法曹界および知財関係者に大きな波紋を呼んでいる[1]。本報告書では、本判決の事実認定および論理構成を精緻に評釈するとともに、機能的・特性的な表現を用いた特許クレームの危うさ、明細書作成実務への深刻な警鐘、そして控訴審（知的財産高等裁判所）に向けた両社の法的課題について、網羅的かつ多角的な視点から深掘りする。

2. 事件の背景：殺虫剤市場におけるパラダイムシフトと当事者

の関係

2.1. 空間噴霧から「待ち伏せ型」への技術的移行と市場競争

日本の家庭用殺虫剤市場は、長年にわたり金鳥、アース製薬、フマキラーなどの大手専業メーカーによる寡占状態にあり、技術開発とマーケティングの両面で激しいシェア争いが展開されている。かつての防除技術は、蚊取り線香に代表される連続揮散型や、空間に向けて大量のエアゾールを噴射し、薬剤を空間全体に充満させて飛翔中の蚊を撃墜する方式が主流であった。しかし、薬剤の空間残存による人体やペットへの影響の懸念、および使用量の削減という消費者ニーズを背景に、技術のパラダイムシフトが起きた[2]。

本件訴訟の対象となった特許第7026270号（以下、本件特許）は、金鳥のメガヒット商品である「蚊がいなくなるスプレー」シリーズの基本特許（根幹技術）を構成するものである[2]。この発明の技術的思想の根底には、「蚊は空中を飛翔している時間よりも、壁や天井などに止まっている（休眠・待機している）時間の方が圧倒的に長い」という昆虫の生態学的な知見が存在する[1]。この習性を巧みに利用し、空間内の蚊を直接狙い撃つのではなく、壁、床、天井、家具などの「露出部」に殺虫成分を意図的に付着させ、そこに蚊が止まるのを待って駆除する「待ち伏せ型（残留噴霧型）」のアプローチを採用した点に、本件発明の極めて高い商業的価値と技術的意義が存在する[1]。

2.2. 両社の法的対立の歴史と本訴訟の持つ意味

大日本除蟲菊（金鳥）とアース製薬は、これまでにも複数回にわたり、殺虫剤の成分、容器の構造、あるいは商標や広告表示などを巡って法的な牽制を繰り返してきた。本訴訟は、2024年3月1日付で大日本除蟲菊がアース製薬に対して提起したものであり、アース製薬の主力製品の一つである「おすだけノーマット スプレータイプ120日分」等が、自社の特許権を侵害していると真っ向から主張したものである[3]。

ワンプッシュ式（定量噴射式）の蚊類防除用エアゾールは、現在の市場において最も利益率が高く、かつ成長性の高いコアセグメントである。原告にとって本訴訟は、自らが切り拓いた「待ち伏せ型ワンプッシュスプレー」というブルーオーシャン市場への競合他社のフリーライドを阻止し、市場の独占的地位を維持するための「絶対に負けられない戦い」であった。一方の被告（アース製薬）にとっても、仮に差止請求が認容されれば、該当製品の回収や設計変更を余儀なくされ、莫大な経済的損失とブランドイメージの低下を招く致命的な危機であった[9]。

3. 対象特許（特許第7026270号）の技術的意義と請求項の解剖

特許権侵害訴訟におけるすべての議論の出発点は、「特許請求の範囲（クレーム）」の記載である。原告が権利行使の根拠とした本件特許の請求項1は、極めて詳細な数値限定と機能的限定の組み合わせによって構成されており、緻密な特許網を構築しようとした出願代理人の意図が透けて見える[1]。

3.1. 請求項1（構成要件1A～1H）の詳細な分解

本件特許の請求項1は、以下の8つの構成要件（発明特定事項）に分説することができる[1]。

構成要件区分	規定されている発明特定事項（要約）	技術的意義と目的
1A（構造）	害虫防除成分と有機溶剤を含有するエアゾール原液、および噴射剤を封入した「定量噴射バルブ」付きの耐圧容器と、それに接続される噴射口付きの「噴射ボタン」を備える。	ワンプッシュで一定量を噴射するための基本的なハードウェア構成の特定。
1B（成分）	害虫防除成分が「メトフルトリン」または「トランスフルトリン」の少なくとも一方である。	高い殺虫活性と常温揮散性を有するピレスロイド系特定の有効成分への限定。
1C（濃度）	エアゾール原液中に、上記害虫防除成分を14.3重量%以上含有する。	1回の微量噴射で十分な薬効を得るための高濃度処方の規定。
1D（容量）	噴射ボタンを1回押したときの容量が0.1～0.4mLとなる。	過剰な薬剤散布を防ぎ、空間濃度を安全域に保つための機械的排出量の限定。
1E（噴射力）	25℃において、噴射距離20cmにおける噴射力が0.3～10.0g・fとなるよう調整されている。	壁や天井に確実に到達させつつ、跳ね返りを防ぐための物理的な運動エネルギーの限定。
1F（挙動）	前記エアゾール原液は、噴射口から、少なくとも一部が処理空間内の蚊類が止まる露出部	**本件の最大争点。**空間浮遊ではなく、壁面への到達と滞留という機能的・状態的な性質の特

	に付着する**「付着性粒子」**として噴射される。	定。
1G（投与量）	1回の噴射につき、害虫防除成分の量が4.5〜8畳あたり5.0〜30mgとなるよう調整されている。	空間体積に対する有効成分の絶対量の規定。
1H（除外）	但し、自動噴霧装置本体に装着して使用するものは除く。	手動のワンプッシュスプレーに限定するための消極的要件。

3.2. 構成要件1F「付着性粒子」の特異性

上記の一連の構成要件を俯瞰すると、1Aから1E、および1Gについては、成分名、濃度（重量%）、容量（mL）、噴射力（g・f）、部屋の広さに対する質量（mg）といった、客観的な数値や物理量によって明確に線引きがなされている。これらは、一般的な測定機器を用いれば、被疑侵害製品が要件を充足しているか否かを容易かつ一義的に判定することが可能である。

しかし、構成要件1Fに記載された「少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射され」という表現は、他の構成要件とは性質を異にしている[1]。これは物の構造や成分そのものを表すのではなく、対象物が噴射された後に空間内でどのような「挙動」を示し、どのような「結果的状態」に至るかという「機能的・特性的な表現」である[7]。エアゾールから噴射される無数のミストの中には、粒径が小さく空中に長く滞留する「浮遊性粒子」と、粒径が大きく、あるいは初速が速く壁面に到達する「付着性粒子」が必然的に混在する[13]。本件発明は、この「付着性粒子」が存在し、それが蚊の止まる露出部に作用するというメカニズムを特許権の射程に含めようとしたのである[5]。

「付着性粒子」の機能的表現と明確性要件違反の構造

原告が主張した「付着性粒子」の作用機序（壁面への付着と時間経過の維持）と、裁判所が認定した明細書上の記載不備（付着量や維持時間を客観的に規定する試験・測定方法の欠如）の対比。

4. 本件訴訟における主要な争点と当事者の主張

特許侵害訴訟が提起された際、被告側（アース製薬）は当然ながら徹底した抗弁を展開した。被告は、自社製品が本件特許の技術的範囲に属さない（非侵害）と主張するとともに、本件特許自体が公知技術（先行製品や既存の文献）に基づいて当業者が容易に発明できたものであり、新規性および進歩性を欠くため無効であるとの無効の抗弁（特許法第104条の3）を主位的に主張していたと推察される[6]。

4.1. 原告（金鳥）による「付着性粒子」の限定解釈とその戦略的ジレンマ

被告の無効主張（先行技術の存在）を回避し、かつ被告製品を確実に自社の権利範囲に引き込むため、原告である大日本除蟲菊は、訴訟の進行過程において「付着性粒子」という用語に対して、クレーム文言の表面的な意味を超える「独自の限定的な解釈」を展開した。

原告は、明細書の記載内容（【0046】段落等の付着性粒子に関する図解や説明）を参酌し、「付着性粒子」とは、噴射直後に単に壁面に到達するだけの粒子ではなく、**「時間が経過しても露出部に付着した状態を維持し、そこに止まる蚊を駆除・防除できる粒子」**であると主張した[2]。すなわち、「時間的な継続性（持続性）」という要素を「付着」の定義に組み込むことで、すぐに揮散してしまう単

なる浮遊性粒子の壁面衝突とは異なる、特殊な機能を持った粒子に限定しようと試みたのである。

特許訴訟において、特許権者自身が明細書の記載を参酌してクレーム文言を限定的に解釈することは、先行技術との差異を際立たせるための一般的な防御戦略である。しかし、本件においてこの主張は、自らの首を深く絞める「両刃の剣」となった。裁判所は、原告が自ら主張した「時間の経過」という要素を取り入れた解釈を前提とした上で、その解釈に耐えうるだけの技術的裏付け（サポート）が特許明細書自体に存在するか否かという、より根源的で致命的な問いへと審査のメスを入れたのである[2]。

5. 東京地方裁判所の判断ロジック：特許法第36条6項2号の厳格適用

東京地方裁判所民事第46部の高橋彩裁判長は、本件特許の有効性について、新規性・進歩性の判断に踏み込む以前の段階として、特許法第36条6項2号に基づく「明確性要件」の観点から極めて厳格な審査を行った[1]。

5.1. 明確性要件（特許法第36条6項2号）の法的趣旨

特許法第36条6項2号は、特許請求の範囲の記載について「発明が明確であること」を要求している。この要件の趣旨は、国が発明者に対して特許権という強力な独占排他権を付与する対価として、その権利が及ぶ範囲（技術的範囲）を一般公衆に対して明瞭に開示させ、第三者が自己の実施しようとする技術が特許権を侵害するか否かを予測できるようにすることにある。もし権利範囲が曖昧であれば、競業他社は「不測の不利益」を恐れて正当な研究開発や事業活動まで差し控えてしまうという「萎縮効果」が生じるため、これを防止するための極めて重要な強行規定である[1]。

5.2. 裁判所による明細書の精査と「3つの欠缺（けんけつ）」

裁判所は、原告の主張する「付着性粒子＝時間が経過しても付着した状態を維持する粒子」という前提に立ち、「維持する」という機能が特許請求の範囲として明確であるためには、その「付着の程度」や「維持される時間」が客観的に明らかでなければならないと判示し、本件特許明細書の記載内容を徹底的に精査した[2]。その結果、裁判所は以下の3点にわたる重大な記載不備を認定した。

1. 客観的な試験・測定方法の完全なる欠如 本件特許の明細書には、「好ましい付着量」に関する記述は存在するものの、その付着量を実際にどのような環境で、どのような手順で確認するのかという、具体的な試験方法や測定方法（例えば、壁面の材質は何か、温度・湿度はどう設定するのか、付着した成分をどのような溶媒で抽出し、ガスクロマトグラフィー等のどの機器で定量するのか等）についての記載が「一切存在しなかった」と認定された[2]。客観的な「定規」が存在しない以上、第三者は自社製品が「付着性粒子」を生成しているかどうかを判定することが不可能である。

2. 当業者の「技術常識」による補完の否定 特許実務上、明細書に記載がない事項であっても、優先日（出願日）当時の当業者にとっての「技術常識」であれば、それを参酌して明確性を肯定することが許容される場合がある。しかし裁判所は、優先日当時において、エアゾール製品から壁面に付着した極微量の有効成分の量を経時的に測定するための「特定の試験方法」が、業界内において一

般化・標準化されていた（技術常識であった）とは認められないと判断した[2]。

3. 実施例データの限界と論理の飛躍（**KT50**値の限界） 明細書には、発明の効果を裏付ける実験データとして「気中濃度分析」や「KT50値（半数ノックダウン時間：対象とする虫の50%が仰転・麻痺するまでの時間）」の測定結果が記載されていた[7]。しかし裁判所は、これらの生体データからは、蚊が死んだ真の理由が「壁面の露出部に付着し続けた薬剤に直接接触したため」なのか、それとも「一度壁面に付着した薬剤が、その高い揮散性によって再び空間に揮散し、空中の蚊に作用したため」なのかを区別・証明することは不可能であると科学的な指摘を行った[7]。したがって、これらの間接的な試験結果をもって「付着状態を維持し続けている」ことの客観的証左とすることは、論理的に飛躍があるとして退けた。

5.3. 判決の結論：権利行使の否定

上記の一連の厳密な事実認定を経て、裁判所は、当業者が特許請求の範囲および明細書の記載を総合しても、「付着性粒子」の意味内容（付着の程度や時間の経過に関する明確な基準）を具体的に理解することはできず、結果として特許発明の技術的範囲が確定できない状態にあると結論付けた[2]。

これにより、「特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確である」として、特許法第36条6項2号（明確性要件）の違反を認定した。そして、本件特許は特許無効審判によって無効にされるべきものであるため、特許法第104条の3の規定（権利濫用の抗弁）に基づき、原告による権利行使はいっさい許されないとして、損害賠償および差止請求を全面棄却したのである[2]。

6. 法曹界および専門家の反応：「斜め上の判決」がもたらした波紋

本判決が言い渡された直後から、知財法務を専門とする弁護士や弁理士、さらには業界紙等において、この判決結果に対する驚きと詳細な分析が相次いで発表された[1]。

6.1. 侵害訴訟における無効理由選定の意外性

多くの実務家の間では、本判決の帰結が「斜め上（全くの予想外）」であったとの論評がなされている[1]。通常の特許訴訟においては、前述の通り、構成要件の非充足や、公知文献に基づく進歩性欠如が争点の中心となる。特に本件のような化学・日用品分野では、配合比率や数値限定に基づく緻密な非侵害論争が展開されるのが常である[1]。

裁判所が、新規性・進歩性といった主位的な抗弁ではなく、明細書の記載要件である「明確性要件」という、言ば特許の"土台"そのものの瑕疵を以て原告の請求を一刀両断にしたことは、司法が「機能的表現を用いたクレーム」に対して極めて厳しい視線を向けていることの強いメッセージとして受け止められている[1]。

6.2. 憲法上の明確性の原則との精緻な類推

ある理系出身（元液晶エンジニア）の弁護士によるブログ考察では、特許法における明確性要件（特許法36条6項2号）の法的性質の重要性を、憲法および刑法における「構成要件の明確性の原則（Tatbestandの明確性）」に例えて見事に解説している[1]。

刑罰法規において、何が犯罪となるかの要件（構成要件）が曖昧であれば、国民は何が処罰されるか予測できず、自由な活動が不当に萎縮してしまう。これと全く同様に、特許法においても、独占権の及ぶ範囲（技術的範囲）が曖昧な特許が存在し、かつそれが権利行使されれば、競業他社は「どこまでがセーフで、どこからが特許侵害というアウトになるのか」の境界線が引けず、新たな製品開発や研究活動が阻害されるという「第三者への不測の不利益（強烈な萎縮効果）」が生じる[1]。裁判所が「付着性」という定性的な機能・状態表現に対して、客観的な「測定方法の存在」を強く求めた背景には、この法的安定性と産業界の予見可能性を担保するという、極めて重い政策的配慮が存在するのである。

7. 関連法理の交錯：機能的クレームとプロダクト・バイ・プロセス・クレームの比較考察

法曹界のより深い議論においては、本件の判断枠組みを、いわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレーム（PBPクレーム）に関する最高裁の大法廷判決に匹敵する重要判例、「プラバスタチンナトリウム事件（最二判平成27年6月5日 平成24年(受)第1204号）」の法理と関連付けて考察する視点が極めて有用である[16]。

7.1. 最高裁判決が示した「明確性」の厳格な基準

プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決は、物をその製造方法で特定するPBPクレームについて、「出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際的でない事情（不可能・非実際的事情）」が存在しない限り、特許法第36条6項2号の明確性要件違反となると判示し、特許権の範囲の予見可能性を極めて厳格に求めた[17]。

本件特許（蚊類防除用エアゾール）は、製造方法で物を特定するPBPクレームではない。しかし、「付着性粒子として噴射され」という「対象物が発揮する機能」や「到達する状態」によって物を特定しようとするクレーム表現（いわゆる機能的クレーム）である点において、PBPクレームと全く同じ構造的課題を抱えている[7]。

7.2. 機能的クレームに対する実質的な厳格化

機能的クレームもまた、PBPクレームと同様に、その文言が内包する技術的範囲が際限なく広がる危険性を孕んでおり、裏付けとなる明確な測定基準がなければ第三者の監視負担が過大となる。本判決は、PBPクレームに対する最高裁の厳格な姿勢が、一般的な機能的表現や「約」「略」などの程度を表す表現を用いるクレームに対する地裁レベルの審査基準にも波及し、実質的な厳格化をもたらしている一つの兆候（マイルストーン）として位置付けることができる[2]。

クレームの類型	定義・特徴	第三者への影響とリスク	司法における判断傾向（本件を踏まえて）
PBPクレーム	物をその「製造方法」で特定する表現	同一の物が別の方法で作られた場合の侵害リスクが不透明	「不可能・非実際的事情」がない限り原則として明確性違反（最高裁判例）
機能的クレーム	物をその「機能・作用・状態」で特定する表現	機能の達成度合いや測定基準が不明確な場合、予見可能性を著しく害する	測定方法や客観的基準が明細書に無い場合、明確性違反とされるリスクが急増（本判決）
パラメータ特許	新たな数式や独自の測定指標で物を特定する表現	当該パラメータの測定環境が特殊である場合、追試が困難となる	測定方法、測定機器、計算式の明細書への完全な開示が厳格に求められる

8. 本判決が特許実務（明細書作成・権利行使）に与える甚大な影響と教訓

本判決は、単に一企業の勝敗にとどまらず、今後の特許出願実務、とりわけ弁理士によるドラフティング実務および特許訴訟における企業の防御戦略に対して、以下の通り極めて重大な実務的指針（教訓）を与えている。

8.1. 明細書作成時の「測定方法・評価基準」の絶対的記載要件

化学、材料、医薬品、あるいは日用品分野において、発明の新規性や進歩性を主張するために、「付着性」「浸透性」「即効性」「親水性」といった作用効果や性質を示す用語（機能的表現）を用いて特許請求の範囲を定義することは頻繁に行われる手法である。

しかし本判決が明確に示したのは、一見すると日常語として分かりやすい表現（本件における「付着性粒子」など）であっても、それが特許という独占的な法的権利の境界線として機能するためには、それを**「客観的に裏付け、第三者が再現可能にするための具体的な試験方法、測定装置、環境条件、および判定の閾値（数値化された基準）」が、明細書内の『発明の詳細な説明』に詳細かつ網羅

的に記載されていなければならない**という冷徹な事実である[2]。

出願代理人（弁理士）は今後、発明者（研究者）から「特定の機能を持つ画期的な発明である」というヒアリングを受けた際、必ず「その機能はどの機器を用いて、どのような環境・プロトコルで測定し、どの数値を超えればその機能を有すると判定するのか」を徹底的に追及し、明細書に組み込まなければならない[2]。もしそれが技術常識の範疇であると信じる場合であっても、「念のため」測定方法を記載する予防的ドラフティングが必須となる。

8.2. 特許庁の審査通過という「幻想」と司法判断の乖離

本件特許は、特許庁の厳格な審査（おそらくは拒絶理由通知に対する意見書・補正書の提出というプロセス）を経て、最終的に特許査定を受け、登録番号（第7026270号）が付与された権利である[1]。特許庁の審査官は出願当時、この「付着性粒子」という表現に対して明確性要件違反での拒絶査定を行わなかった（あるいは補正によって瑕疵は治癒されたと判断した）わけである。

しかし、侵害訴訟の場に移行すると、裁判所は「特許庁が通したからといって、法的安定性の観点から問題がないわけではない」として、司法独自の厳格な基準で明確性を再審査し、特許庁の判断を事実上根底から覆した[2]。これは企業知財部や実務家に対し、「特許庁の審査をパスして登録されること」と「侵害訴訟という過酷な場における無効攻撃に耐えうること」は、全く異なる次元のハードルであるという認識を強く促すものである。「特許庁が認めたから大丈夫」という過信は致命傷になり得る。訴訟における徹底的な解剖を想定した、客観的かつ強靭な明細書作成が強く求められる[2]。

9. 控訴審（知的財産高等裁判所）に向けた展望と両社の戦略的課題

第一審判決を受け、被告のアース製薬は2025年12月17日付のニュースリリースで「勝訴」を大々的に発表し、自社の正当性が司法の場で認められたことを市場および株主にアピールした[9]。

一方、敗訴した大日本除蟲菊（金鳥）は、同日付のニュースリリースにおいて「当社の請求が棄却される結果となりましたが、当社の主張が受け入れられるべきであると考えており、判決内容を不服とし、準備が整い次第、知的財産高等裁判所へ控訴する方針です」との声明を迅速に発表した[2]。同社は知的財産を極めて重要な経営資源と位置付けており、自社の主力製品「蚊がいなくなるスプレー」の根幹技術を守るため、徹底抗戦の構えを見せている[2]。

9.1. 知財高裁における原告（控訴人）の立証課題

今後の控訴審（知財高裁において令和8年（ネ）事件として係属される見込み[21]）において、原告（控訴人）である大日本除蟲菊は、第一審の敗訴理由である「明確性要件違反」を覆すため、極めて困難かつ専門的な立証活動を強いられることになる。予想される主な法的争点と原告の課題は以下の通りである。

1. 「技術常識」の圧倒的かつ客観的な立証: 第一審で裁判所は、付着量の測定方法について「技術常識であるとも認められない」と一蹴した[2]。原告は、本件特許の優先日（出願日）当時にお

ける殺虫剤・エアゾール業界の専門文献、学会誌、JIS規格などを総動員し、「当業者であれば、明細書に文字通りの記載がなくとも、どのような装置を用いて壁面の付着量を測定し、評価すべきかは自明の理（技術常識）であった」ことを、複数の大学教授等の専門家による鑑定書を添えて、客観的証拠をもって強硬に立証しなければならない。

2. 既存データ（**KT50**等）の科学的再評価と裏付け**:** 明細書に記載された「気中濃度分析」や「KT50値」の試験結果について、これらが「付着の維持」を示す十分な代理指標（プロキシデータ）となり得ることを、化学的・昆虫学的知見に基づき精緻に論証する必要がある。すなわち、第一審が指摘した「空中に揮散した薬剤による効果との区別がつかない」という裁判官の疑念を払拭する、高度に合理的な科学的説明が求められる。
3. クレーム解釈の軌道修正と再構築**:** 第一審で自縄自縛となった「時間が経過しても付着した状態を維持し」という、明細書のサポートを超えかねない過度に限定的な解釈を一旦見直し、明細書のサポート範囲内に安全に収まり、かつ被告製品を捕捉できる、より合理的かつ技術的に立証可能な新たな権利解釈のロジックを再構築できるかが知財高裁での勝敗の鍵となる[2]。

9.2. 判決が確定した場合の事業的・市場的影響

仮に知的財産高等裁判所においても控訴棄却となり、明確性要件違反による特許無効（権利行使制限）の判断が確定した場合、大日本除蟲菊の事業戦略には少なからぬ打撃が生じる。「蚊がいなくなるスプレー」というメガヒット商品の基盤技術に関する独占的地位が事実上消滅することになり、アース製薬のみならず、後発のサードパーティ製品の安易な市場参入を許してしまうリスクがある。この訴訟は、単なる1億円の損害賠償請求にとどまらず、将来の市場シェアの防衛線を決定づける極めて重要な試金石となる。

10. 結論：特許制度における「予見可能性」と「技術的開示」のバランス

東京地方裁判所 令和6年（ワ）第70064号判決は、特許請求の範囲における機能的表現（本件においては「付着性粒子」）の解釈と、特許法第36条6項2号が規定する明確性要件の適用において、司法がいかに厳格な客観性（測定方法と基準の明記）を要求するかを鮮烈に示した重要判例である[1]。

本判決は、優れた技術的思想（壁面を利用した待ち伏せ型の殺虫メカニズム）を有する発明であっても、その権利範囲の境界線を定義するための「定規（測定方法）」が明細書という設計図に明確に描き込まれていなければ、独占排他権という強力な法的保護を享受することは許されないという、特許制度の根源的な原則を改めて浮き彫りにした[2]。特許権者が自らの製品を守るために法廷で試みた「時間の経過の維持」という独自の限定解釈が、結果として明確性要件違反という自らの足元を崩す致命傷に直結した経緯は、特許訴訟における戦略的ジレンマを象徴するケーススタディとして、今後の知財法務において長く語り継がれるであろう[2]。

大日本除蟲菊による知的財産高等裁判所への控訴が表明された現在、本件は最終的な決着を迎えていない[9]。知財高裁が、第一審の示した厳格な明確性判断を維持して機能的表現に対するハードルを確固たるものにするのか、それとも当業者の技術常識をより広く汲み取り、特許権者の保護に傾いた判断（逆転勝訴）を下すのか。その帰趨は、日本の化学産業および消費財メーカーにおける今後の特許出願戦略、とりわけ作用効果を基軸としたクレームドラフティングの実務に決定的な影響

を与えるものであり、次審の動向が強く注視される。

引用文献

1. 東京地裁令和6(ワ)70064号（令和7年12月17日判決）, 3月 4, 2026にアクセス、https://iwanagalaw.livedoor.blog/archives/29278271.html
2. 明細書に求められる明確性要件は厳しくなるのか？殺虫スプレーの, 3月 4, 2026にアクセス、https://tokkyo-lab.com/chizai/post-41054
3. 「蚊類防除用エアゾール」特許に関する特許権侵害訴訟について, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.kincho.co.jp/release/pdf/251217_aerosol.pdf
4. 「金鳥」の訴え退ける…「蚊駆除」スプレー特許権侵害で大日本, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.fnn.jp/articles/-/976538
5. 大日本除虫が蚊スプレー特許権侵害でアース製薬したが敗訴 - note, 3月 4, 2026にアクセス、https://note.com/interbooksjp/n/n772326fdf50e
6. 化学業界の話題, 3月 4, 2026にアクセス、https://knak.jp/2025.htm
7. 特許 令和6年（ワ）第70064号「蚊類防除用エアゾール, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.soei.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%80%80%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%96%E5%B9%B4%EF%BC%88%E3%83%AF%EF%BC%89%E7%AC%AC%EF%BC%97%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%96%EF%BC%94%E5%8F%B7%E3%80%8C%E8%9A%8A%E9%A1%9E%E9%98%B2%E9%99%A4/
8. 大日本除虫菊、蚊防除用エアゾールの特許侵害でアース製薬を提訴, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.syogyo.jp/news/2024/03/post_038008
9. 特許権侵害訴訟に関する判決（勝訴）のお知らせ〔大日本除蟲菊が, 3月 4, 2026にアクセス、https://wp.shojihomu.co.jp/archives/148098
10. 特許権侵害訴訟に関する判決（勝訴）のお知らせ - アース製薬, 3月 4, 2026にアクセス、https://corp.earth.jp/jp/news/2025/pdf/20251217-01.pdf
11. 特許の話と著作権の話とほら見たことかの話, 3月 4, 2026にアクセス、https://iwanagalaw.livedoor.blog/archives/24085875.html
12. 両面粘着テープ事件を契機とする，明確性要件を 判断した重要裁判, 3月 4, 2026にアクセス、http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2021_11_1534.pdf
13. ペット飼い主さん必見！ペットに安全な殺虫剤の特許の話｜奥田百子, 3月 4, 2026にアクセス、https://note.com/peachpatent/n/nd48a84735364
14. 珠屋 令和7年（行ケ）第10010号 - 東京都千代田区で知的財産 ..., 3月 4, 2026にアクセス、https://www.raichi-ip.jp/17570374117823
15. 明確性要件（36条6項2号）| 弁理士法人 深見特許事務所, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/d_report/d_report_tag/%E6%98%8E%E7%A2%BA%E6%80%A7%E8%A6%81%E4%BB%B6%EF%BC%88%EF%BC%93%EF%BC%96%E6%9D%A1%EF%BC%96%E9%A0%85%EF%BC%92%E5%8F%B7%EF%BC%89/
16. プロダクト・バイ・プロセス（PBP）クレームについて明確性要件, 3月 4, 2026にアクセス、https://innoventier.com/archives/2023/01/14529
17. 併せてプロダクト・バイ・プロセス・クレームについて, 3月 4, 2026にアクセス、https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F11216527&contentNo=1
18. プラバスタチンナトリウム事件に関する考 察 - 日本知財学会, 3月 4, 2026にアクセス、https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ15-2PDF/15-2_p050-057.pdf

19. 参考資料3 記載要件に関する裁判例 ＜目次＞ 1．範囲を曖昧にする, 3月 4, 2026にアクセス、 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/04-shiryou/06.pdf
20. 近時の裁判例における 明確性判断についての検討, 3月 4, 2026にアクセス、 https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4661
21. 【知的財産判決-2025年8月】知財ポータルサイト『IP Force』, 3月 4, 2026にアクセス、 https://ipforce.jp/Hanketsu/2025-8